

いいাতেむらの介護のほん

# 介護予防で いつまでも元気に

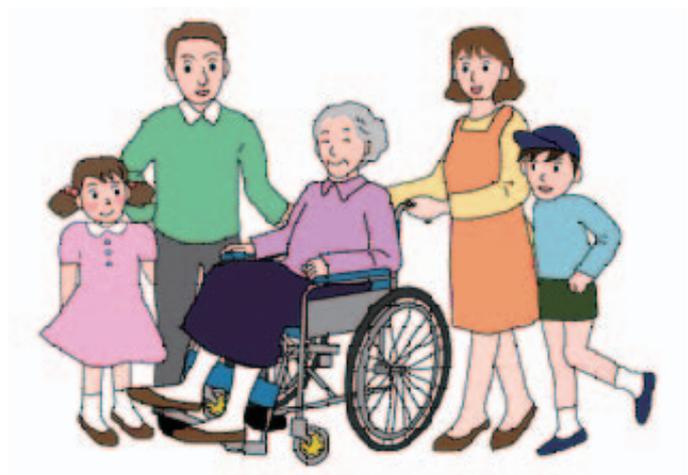


〈介護予防の運動教室のようす〉

飯 館 村  
飯館村地域包括支援センター

## 目 次

介護に関する相談	P 1
高齢者保健福祉サービス	P 2
高齢者等の生活支援事業	P 3
介護予防事業	P 4
村内の居宅支援事業所（いいたて在宅介護支援センター）	P 5
飯舘村地域包括支援センター	P 6～P 7
飯舘村社会福祉協議会	P 8～P 9
介護保険制度について	P 10～P 12
・ 要介護 1～5の方が利用できるサービス	P 13～P 25
・ 要支援 1～2の方が利用できるサービス	P 26～P 29
・ 介護サービス利用の手続きと流れ	P 30



介護に関する相談は  
私達へご連絡ください。



#### 医療・福祉・介護等の高齢者の総合相談

### 飯舘村役場 健康福祉課

〒960-1803

福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢581-1

TEL. 0244-42-1619・1620

FAX. 0244-42-1600・1601

#### 高齢者の生活や介護予防の相談

### 飯舘村地域包括支援センター

〒960-1803

福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢571

TEL. 0244-42-1113

FAX. 0244-42-1710

#### 介護サービスの相談

### いいたて在宅介護支援センター

〒960-1803

福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢571

TEL. 0244-68-2144

FAX. 0244-42-1710

# 高齢者保健福祉サービス

## 家族介護支援事業

介護される高齢者や介護する家族の方がお互いに、自分らしく生活していけるようさまざまな形で支援する事業です。

### 1. 家族介護教室

高齢者を抱える家族や介護に感心ある方を対象に、介護に関する基礎知識や介護技術の習得のための教室を開催致します。  
〈いいたて福祉会に委託〉



(車いすの説明のようす)

### 2. 介護者のつどい

家族介護者交流会を開催し、介護相談や介護者同士の交流、介護者の心身のリフレッシュを図ります。  
〈いいたて福祉会に委託〉



(高齢者の食事について学ぶ)

### 3. 家族介護用品給付事業

#### 介護用食器

要介護3・4・5の方に対し、食器類の購入費の一部を助成します。

〈いいたて福祉会に委託〉



(介護用食器)

#### 紙おむつ

要介護3・4・5の方でおむつが必要な方を対象に、紙おむつ代の一部を助成します。

〈いいたて福祉会に委託〉



(紙おむつクーポン券)

### 4. ねたきり高齢者等介護激励金

要介護度4・5の方で1年間介護サービスを利用しなかった方を対象に、5万円を支給します。〈飯舘村役場 健康福祉課〉

## 高齢者等の生活支援事業

できる限り自立して、地域とのかかわりを持ちながら生活を続けられるように支援します。なかでも、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などへの支援が多くあります。

### 1. まごころ給食サービス事業

(ひとり暮らし高齢者等配食サービス)  
自宅までお弁当(週1回1食200円)を配達します。

〈飯舘村社会福祉協議会に委託〉



### 2. やすらぎショートステイ事業

(生活支援短期保護事業)  
自立者等の高齢者が一時的にいいたてホームでの施設利用が出来ます。

〈いいたて福祉会に委託〉



### 3. 高齢者日常生活用具給付・貸与事業

電磁調理器・火災報知器・自動消火器・緊急通報装置等の給付や貸与を行ないます。  
(詳しくは役場健康福祉課か飯舘村地域包括センターまでお問い合わせください。)



(電磁調理器)



(緊急通報装置)

### 4. 地域お助け合い事業

自立した生活が送れるよう、買い物や洗濯等軽易な日常生活上の援助を行います。(1回100円)

〈社会福祉協議会に委託〉

### 5. 高齢者等快適住まい助成事業

自立した生活が送られるよう、障害となる箇所の改造費を助成します。

(詳しくは役場健康福祉課か飯舘村地域包括支援センターまでお問い合わせください)

## 介護予防事業

介護保険制度の見直しにより、介護予防重視の理念が導入され、新たに「活動的な 85 歳」を目指して、これまでの生活習慣病予防と介護予防が連携した検診を実施しております。

### 1. 特定高齢者把握事業(総合健康診査時実施)

「活動的な 85 歳」を目指すために、65 歳以上の方を対象に 25 項目の基本チェックリスト等を利用し特定高齢者の把握を行います。

〈飯舘村 健康福祉課〉



(総合健康診査のようす)

### 2. 通所型介護予防事業

#### ①こころの健康教室(うつ予防・支援事業)

特定高齢者(介護プログラムへの参加が望ましい虚弱高齢者)に対し、うつ病及びうつ病予備軍を早期に発見し医療に結びつけるとともに、冬場の閉じこもりがちな時期に「こころの健康教室」に参加することで、自分のストレス状態を知り、ストレスの知識やその対処法を学び、心の健康づくりを目指します。

〈飯舘村 健康福祉課〉

～冬場を楽しくすごすために～



(音楽療法で楽しんでいるようす)

#### ②わくわくクラブ(運動教室)

特定高齢者に対し、地域包括支援センターにより作成された介護予防ケアプランに基づき介護予防を目的として、対象者の心身の状態に合わせた「運動教室」を実施します。

〈いいたて福祉会に委託〉



(運動教室のようす)

# いいたて在宅介護支援センター

居宅介護支援事業所

介護を必要とする家庭を訪ね、一人ひとりの身体状況や家庭状況に合わせた介護の相談を行い、介護サービス計画（ケアプラン）を作成しています。

## 私たちのお仕事

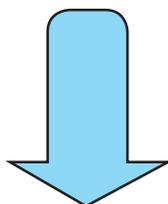
- ① 介護保険認定の相談
- ② 要介護認定のための訪問調査
- ③ 保健、医療、福祉に関する総合相談
- ④ ケアプランの作成（介護サービス計画）

ホームヘルプサービス、デイサービス  
ショートステイ等の利用支援

福祉用具貸与・購入、住宅改修等の相談・援助等。



（相談業務のようす）



「いいたて在宅介護支援センター」では、相談受付を365日行っております。気軽にご連絡ください。

### 事業所の営業時間

月曜日～土曜日 午前8：30～午後5：30

TEL 68-2144

但し、上記以外でも随時相談受付できる体制  
（携帯電話への転送により）をとっています



# 飯舘村地域包括支援センター

「飯舘村地域包括支援センター」は、介護保険の対象者だけでなく村内の高齢者すべての方に、住み慣れた地域で生き生きとその人らしい自立した生活ができるよう、高齢者の心身の健康の維持、保健、福祉の向上、生活安定のために必要な支援、援助を包括的に行います。

## 1. 総合相談支援業務・権利擁護

おおむね65歳以上の高齢者の総合相談を行ないます。そのために次のような事業を行います。



(実態調査のようす)

### 1) 実態調査を行います。

村内の一人暮らしなど見守り等が必要な65歳以上の高齢者を対象に「高齢者実態把握調査」を行い、心身や生活する上での悩み事等に対し、内容に即した情報提供や関係機関への情報提供を行い生活支援に努めます。

### 2) いつでも相談できるよう窓口を開設しています。

月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30  
電話 42-1113

その他の時間でも電話の転送により随時受付体制をとっています。

プライベートに関することは秘密厳守で行いますので安心してご相談ください。

### 3) 高齢者の権利が守られるよう支援します。

何らかの困りごとがあったとき高齢者の希望に即した適切なサービス機関につなぎ、より良い支援を提供することによって、本人の生活維持を図って行きます。

### 4) 福祉用具の展示

飯舘村地域包括支援センターに常設の展示コーナーがあります。介護を受ける方も介護する方も、より安全・安心な介護ができるように福祉用具を展示しています。



(展示コーナーのようす)

## 2. 自立支援に向けて 介護予防ケアマネジメント

飯舘村の高齢者の方が、要介護状態になることをできる限り防ぐように、また要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないよう支援致します。

### 介護予防ケアマネジメント

#### 1) 特定高齢者

特定高齢者把握事業において選定された特定高齢者の方に、介護予防を目的とし、いつまでも自立した生活が送られるよう自立支援の介護予防ケアマネジメントを行います。



(特定高齢者 運動教室のようす)

#### 2) 要支援1・2

介護認定で「要支援1・要支援2」と認定された方に、「介護予防」つまり要介護状態にならないように自立支援の介護予防ケアマネジメントを行います。



(デイサービス利用のようす)



(デイサービス利用のようす)

# 飯舘村社会福祉協議会



地域における住民どうしの支えあいをとおして、誰もが安心して暮らせる共生社会を目指します。

## 地域福祉活動

### (1) 地域ぐるみ福祉活動推進事業

各行政区単位で自主的・主体的に地域で支えあう組織づくりと事業推進に対する支援

### (2) 災害時の減災対策事業

#### ①福祉防災マップ作成事業

災害弱者である障がい者や高齢者世帯を示した福祉防災マップを作成し、地域住民や各関係機関との連携を図る。

#### ②家具転倒防止作戦事業

一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、福祉防災ボランティアを組織し、家具等の固定にあたる。

### (3) 福祉サービス利用援助事業

サービスを適切に利用できるよう支援するとともに、福祉車輻や福祉用具等の利用を推進

### (4) 軽度生活支援事業（地域お助け合い事業）

一人暮らし高齢者等の支援の必要な高齢者に対し、地域住民がサービスの担い手となり軽易な日常生活上の援助を行う。



## ボランティア活動の推進

### (1) ボランティアスクール事業

村内の小学生を対象

### (2) 福祉救援ボランティア講座

総合防災訓練及び地域の防災訓練への参加と協力

### (3) ボランティアアドバイザー育成事業

ボランティアの相談、アドバイスを行うボランティアアドバイザーの育成を図る。



## 高齢者福祉活動

- (1) 一人暮らし高齢者会食会事業  
一人暮らし高齢者が一同に会し、交流
- (2) 一人暮らし高齢者友愛訪問事業  
一人暮らし高齢者が暖かく新年を迎えられるよう「灯油」と「しめ縄」の配達を行う。
- (3) 一人暮らし高齢者等給食サービス事業  
一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象とし週1回（毎週木曜日）の給食サービスを提供



## 障がい児・者福祉活動

- (1) ふれあいピック事業  
障がい者レクリエーション大会・交流会
- (2) 障がい者生活訓練事業  
毎週水曜日「ゆめ工房」  
社会参加と自立に向けた生活訓練



## 生活支援

- (1) 心配ごと相談事業  
定期相談日…毎月10日・20日、また、社会福祉協議会では常時対応いたします。
- (2) 生活福祉資金貸付事業  
低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、福島県社会福祉協議会が行う貸付制度利用の相談・支援を行います。
- (3) 高額医療費貸付事業（国民健康保険被保険者）  
一時的な高額負担を軽減（後に給付される高額医療費及び重度心身障害者医療費を貸付）



## 共同募金活動

- (1) 赤い羽根共同募金（一般募金） 10月 1日～12月15日
- (2) 歳末たすけあい募金（地域歳末募金） 11月10日～12月25日

# 介護保険制度

## 1. 介護保険制度ってなに？

介護を必要とする方を社会全体で支え合うしくみです

介護保険は、満40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。住みなれた地域でみなさんが安心して暮らしていくために、運営されています。

年齢によって、介護保険が利用できる条件が異なります。

### 65歳以上の方 (第1号被保険者)

介護が必要と認定された人  
(どんな病気やけががもとで介護が必要になったのかは問われません)

### 40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)

老化が原因とされる病気（**特定疾病**）により介護が必要であると認定された人  
(特定疾病以外の病気やケガが原因の場合は、介護保険の対象とはなりません)

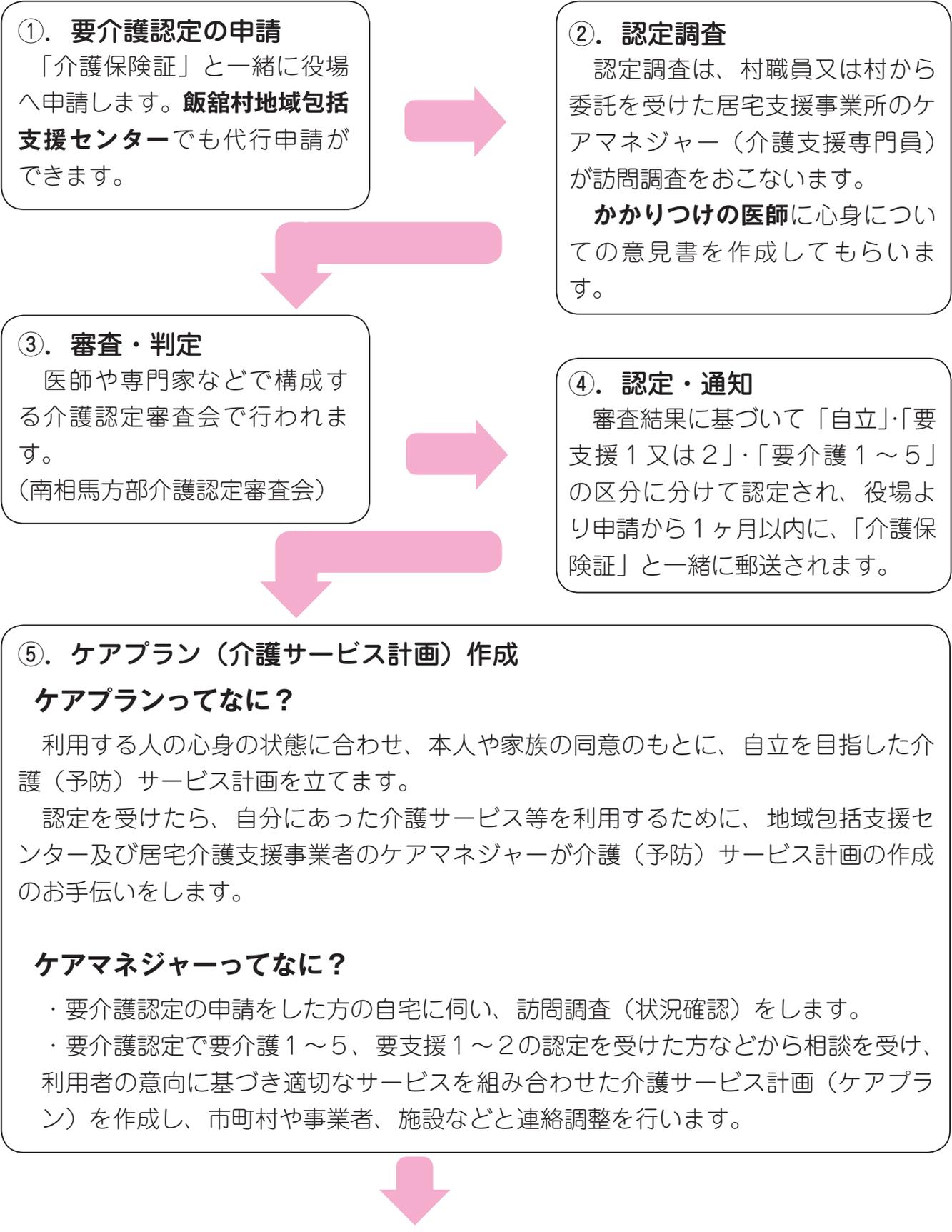
## 〈特定疾病とは〉

加齢との関係がある、あるいは要介護状態になる可能性が高い16疾病が指定されています。

- ◇ 脳血管疾患      ◇ 関節リウマチ      ◇ が ん
- ◇ 多系統萎縮症      ◇ 筋萎縮性側索硬化症      ◇ 閉塞性動脈硬化症
- ◇ 骨折を伴う骨粗しょう症      ◇ 後縦靭帯骨化症      ◇ パーキンソン病関連疾患
- ◇ 初老期における認知症      ◇ 脊髄小脳変性症      ◇ 慢性閉塞性肺疾患
- ◇ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症      ◇ 早老症
- ◇ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症      ◇ 脊柱管狭窄症

※「がん」については、病状により特定疾病に該当しない場合がありますので、申請時に役場健康福祉課に確認してください。

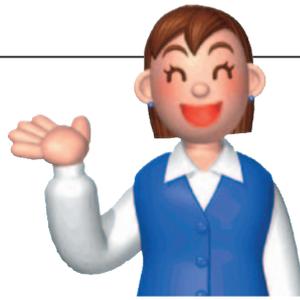
## 2. 介護保険のサービスを受けるには？



認定の結果により相談窓口  
が2つに分かれます。

自立・要支援1  
又は要支援2

要介護  
1～5



飯舘村地域包括支援セン  
ターに相談ください。

※ ケアプランは、本人や家族  
でも作成することができます。

いいたて在宅介護支援センター  
に相談ください。

※ ケアプランは、本人や家族・  
他の居宅支援事業所でも作成す  
ることができます。

皆さんが受けたいサービスを、支給限度額を確認しながら選びます。

## 自分にあったケアプランを一緒に考えましょう 支給限度額ってなに？

在宅サービスの利用に当たっては、介護度（介護の必要度）に応じて、限度額が設定され、利用者はその範囲内で介護保険サービスを利用することになります。

### 在宅サービスの支給限度額

要支援1	4,970単位	要介護3	26,750単位
要支援2	10,400単位	要介護4	30,600単位
要介護1	16,580単位	要介護5	35,830単位
要介護2	19,480単位	1単位は10円で計算します。	

## 6. サービス事業者と契約する

利用したいサービスについて、サービスを提供する事業所（デイサービスセンターやヘルパーステーションなど）と契約をします。

## 7. サービス利用開始

介護サービス計画に基づいて、在宅や施設でサービスを利用します。原則として、かかった費用の1割が利用者負担となります。

※要介護1～5の方のサービスはP. 13～P. 25をご覧ください。

※要支援1及び要支援2の方のサービスはP. 26～P. 29をご覧ください。

要介護1～5の方が利用できる

## 在宅サービス

### ・訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、炊事・掃除・洗濯などの生活援助が受けられます。

但し、本人以外の家族のための介護や食事、草むしりや花木の手入れ、大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるものなどはサービスの対象になりません。

飯舘村内の事業所からサービスを受ける場合の料金（利用者負担額）

※特別地域加算（15%）が含まれています

要介護1～5の方の1回の利用料	身体介護	生活援助
30分未満	266円	—
30分以上1時間未満	462円	239円
1時間以上	672円	335円
1時間以上30分増すごとに	96円	—

- 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は25%加算
- 深夜（午後10時～午前6時）は50%加算

- ・飯舘村には「**いいたてヘルパーステーション**」があります。
- ・近隣市町村の事業所の利用もできます。



## ・ 訪問入浴介護

家庭での入浴が困難な寝たきりのお年寄り等を対象に、移動入浴車（入浴設備や簡易浴槽を積んだ車）が訪問し、入浴介助のサービスが受けられます。

飯舘村内の事業所からサービスを受ける場合の料金（利用者負担額）

※特別地域加算（15%）が含まれています

要介護1～5	1回につき	1,438円
--------	-------	--------

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴、洗身、洗髪などの介助

全身をさっぱりと洗い流すことで、高齢者の心身をどれだけ健康にすることでしょう。お風呂の介助は、とても大変です。介護の中で最も神経と体力を必要とします。訪問入浴は、熟練した看護師や介護員によって安心してお風呂に入ることができます。



- ・ 飯舘村には「**いいたてヘルパーステーション**」があります。
- ・ 近隣市町村の事業所の利用もできます。

## ・通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通い、食事・入浴のサービスや、日常動作訓練などが受けられます。

いいたてデイサービスセンターの料金（利用者負担額）

### 1日あたり

	一般型	基本料金	食事代	入浴介助	合計
一般型	要介護1	677円	460円	50円	1,187円
	要介護2	789円			1,299円
	要介護3	901円			1,411円
	要介護4	1,013円			1,523円
	要介護5	1,125円			1,635円
地域密着型	要介護1	869円			1,379円
	要介護2	962円			1,472円
	要介護3	1,055円			1,565円
	要介護4	1,148円			1,658円
	要介護5	1,241円			1,751円

- リフト付バスなどにより玄関から玄関まで送迎をいたします。
- 別途、栄養指導・口腔ケア指導を希望される方はご相談ください。  
（栄養指導・口腔ケア指導共に1回の指導料金は100円です。）
- 看護師による健康チェックや日常動作訓練をします。
- 食事の提供や入浴サービスが利用できます。
- レクリエーションなどを通し高齢者同士の交流ができます。

- ・飯舘村には「いいたてデイサービスセンター」があります。
- ・近隣市町村の事業所の利用もできます。



## ・ 訪問看護

訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、症状を観察したり、入浴や排泄の介助、床ずれの手当てなどの看護サービスが受けられます。

	基本料金
20分未満	285円
30分未満	425円
30分以上1時間未満	830円
1時間以上1時間30分まで	1,198円

- 特別管理（経管栄養チューブ・尿カテーテル）が必要な方は特別管理加算として月に250円加算されます。
- 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は25%加算
- 准看護師が行なった場合は上記金額の90%となります。



## ・ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるため、リハビリテーション（機能訓練）のサービスが受けられます。

1日につき	500円
-------	------

- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）
- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法）

飯舘村に訪問看護及び訪問リハビリテーションの事業所はありませんが、近隣市町にはいくつかの事業所があり、利用することが出来ます。

## ・短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の施設に短期的に入所して、入居者と一緒に生活をしながら、食事、入浴、排泄など日常生活上の介護を受けられます。

飯舘村にある事業所 特別養護老人ホーム

いいたてホームでサービスを受ける場合の1日の料金（利用者負担額）

### (1) 東棟従来型個室

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	607円	栄養管理体制 12円	2,809円
要介護2	678円	夜間看護体制 10円	2,880円
要介護3	748円	食事代 1,380円 (1食460円)	2,950円
要介護4	819円	滞在費 800円	3,021円
要介護5	889円	2,202円	3,091円

●リフト付バスなどによる送迎（村内片道送迎184円）もあります。

●この料金表は、利用者負担の上限額になっています。

### (2) 東棟二人部屋

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	689円	栄養管理体制 12円	2,411円
要介護2	760円	夜間看護体制 10円	2,482円
要介護3	830円	食事代 1,380円 (1食460円)	2,552円
要介護4	901円	滞在費 320円	2,623円
要介護5	971円	1,722円	2,693円

●リフト付バスなどによる送迎（村内片道送迎184円）もあります。

●この料金表は、利用者負担の上限額になっています。

(3) 西棟（ユニット）型個室

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	707円	栄養管理体制 12円	3,309円
要介護2	778円	夜間看護体制 10円	3,380円
要介護3	848円	食事代 1,380円 (1食460円)	3,450円
要介護4	919円	滞在費 1,200円	3,521円
要介護5	979円	2,602円	3,581円

- リフト付バスなどによる送迎（村内片道送迎184円）もあります。
- この料金表は、利用者負担の上限額になっています。

・短期入所療養介護（ショートステイ）

家庭で療養するお年よりなどが、介護老人保健施設を利用しながら、医学的な管理のもとで介護を受けられます。

- 食事・入浴・排泄の介助をします。
- 看護師による健康チェックをします。
- 医師の診療が受けられます。



飯舘村には事業所はありませんが、近隣市町にはいくつかの事業所があり、利用することが出来ます。

仕事の都合や冠婚葬祭、家族が病気になったなどの理由から、家庭での介護が困難な場合があります。また介護は長丁場ですから、時には介護する家族が旅行などでまとまった休暇をとり、リフレッシュすることも大切です。そんなときに、お年寄りが短期間だけ入所して、安心して生活することができるサービスが**ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）**です。

## ・福祉用具貸与

心身の機能が低下した方に対し、車椅子やベッドなどの日常生活の自立を助ける用具を貸し出しするサービスです。

### ●貸与の対象となるもの

車いす



車いす付属品

- ①クッションまたはパット
- ②電動補助装置
- ③車いすに装着するテーブル
- ④ブレーキ など



歩行器



歩行補助つえ



このほかに松葉杖・多点杖など

ポータブルトイレ用手すり

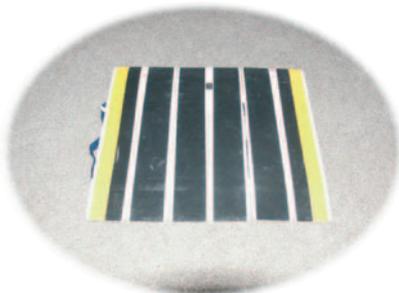


取り付け工事を必要としないもの

特殊寝台



スロープ



特殊寝台付属品



床ずれ予防用具



他に移動用リフト（吊り具を除く）や体位変換器などがあります

### 注 意

介護度1及び要支援1・2の認定を受けている方については、介護保険の対象とならない商品もありますので、事前に役場健康福祉課やケアマネジャーにご相談ください。（車イス及び付属品、特殊寝台及び付属品、移動用リフトなど）

## ・福祉用具購入費の支給（福祉用具販売）

心身の機能が低下したお年寄りに、入浴や排泄に用いる用具の購入費を上限内（1年間で10万円まで）で支給するサービスです。

一度、健康福祉課に申請し、申請が認められれば、利用者が購入費の全額を業者に支払い、領収書を添えて健康福祉課に購入費の請求をします。

購入費の9割の払い戻しが受けられます。（償還払い）

### ●購入費支給の対象となるもの

#### 入浴補助用具

入浴台



浴槽台



浴槽用手すり



入浴用いす



この他にもバスボード・浴槽内用イスなどがあります。

#### 腰掛便座

ポータブルトイレ



この他にも和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの・洋式便器の上に置いて高さを補うもの・電動式またはスプリング式で便座からの立ち上がりを補助するものなどがあります。

#### 注 意

介護保険の対象となるのは、指定を受けた業者からの購入に限られますので、購入の前に役場健康福祉課やケアマネジャーにご相談ください。

## ・住宅改修費の支給

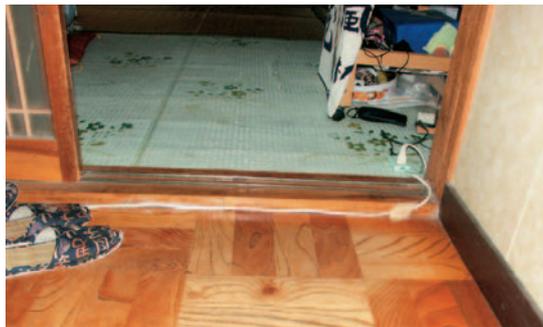
住み慣れたわが家で自立して暮らすために、転倒の予防や生活環境整備などの目的でおこなう小規模な住宅改修に対して、費用の支給が受けられます。

(20万円が上限で、1割の自己負担あり)

### ● 対象となるもの

- ア) 手すりの取り付け ・ 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路など
- イ) 段差の解消 ・ 敷居などの室間や玄関・玄関から道路までの段差など
- ウ) 床や通路面の材料の変更 ・ すべり防止や移動の円滑化のため
- エ) 扉の取替え ・ 開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテンなどへ
- オ) 便器の取替え ・ 和式便器から洋式便器へ取り替える工事
- カ) ア)～オ)の改修に伴って必要となる工事 ・ 下地や排水、補修や補強など

### 住宅改修の参考例

	改修前	改修後
便器の取り替え		
床の段差解消		

※介護保険以外に、飯舘村には「高齢者等快適住まい助成事業」により、住宅改修費の助成を介護保険からの給付と合算した50万円を限度に受けられる制度があります。

※住宅改修を希望される方は、工事着工前に、保険給付の対象になるかどうかを、ケアマネージャーか健康福祉課に相談しましょう。

(工事が始まってからや終了してからの申請は給付の対象になりません。)

## その他の在宅サービス

在宅サービス	サービスの説明
通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や医療機関でリハビリを受ける。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが訪問し、指導を受ける。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	共同生活することによって認知症の進行の軽減を図るサービス。
特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）でサービスを受ける。

## 在宅サービス及び施設サービスにおける共通のサービス

サービスの種類	サービスの内容
介護サービス計画（ケアプラン）作成 《無料です》	介護サービスを受けるための計画を作成します。介護サービス計画表を作成しないと介護サービスは受けられません。
高額介護サービス費	利用者負担が著しく高額になったときに、一定額を超えた分についての支給を受けられます。

介護サービスを利用したときの利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割です。利用するサービスの種類によって、1割負担とは別に食事代や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もありますので、利用前にケアマネジャーやサービス提供事業所に確認してください。

要介護1～5の方が利用できる

## 施設サービス

### 1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。（食事・入浴・排泄などの日常生活や療養上の介護が受けられます。）

飯舘村にある事業所

特別養護老人ホーム いいたてホーム

#### (1) 東棟従来型個室

施設入所 1ヶ月（30日）あたりの利用料金の例（利用者負担額）

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	17,310円	栄養管理体制 360円	83,880円
要介護2	19,440円	栄養マネジメント 360円 夜間看護体制 300円	86,010円
要介護3	21,540円	精神科医加算 150円	88,110円
要介護4	23,670円	食費 41,400円 (一食460円)	90,240円
要介護5	25,770円	居住費 24,000円	92,340円



(2) 東棟二人部屋

施設入所 1ヶ月(30日)あたりの利用料金の例(利用者負担額)

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	19,170円	栄養管理体制 360円	71,340円
要介護2	21,300円	栄養マネジメント 360円 夜間看護体制 300円	73,470円
要介護3	23,400円	精神科医加算 150円	75,570円
要介護4	25,530円	食費 41,400円 (一食460円)	77,700円
要介護5	27,630円	居住費 9,600円	79,800円

(3) 西棟(ユニット型)個室

施設入所 1ヶ月(30日)あたりの利用料金の例(利用者負担額)

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	19,710円	栄養管理体制 360円	98,280円
要介護2	21,840円	栄養マネジメント 360円 夜間看護体制 300円	100,410円
要介護3	23,940円	精神科医加算 150円	102,510円
要介護4	26,070円	食費 41,400円 (一食460円)	104,640円
要介護5	27,870円	居住費 36,000円	106,440円

☆ この料金表は利用料の上限です。(医療費などは別途負担となります。)

市町村民税非課税世帯や低所得の方については、

- ① 食事代・居住費の負担が上記金額から段階的に軽減されます。
- ② 一定の要件を満たす方は、利用料負担額の軽減制度があります。
- ③ 一定の要件を満たす方は、高額な介護サービス費用を超えた場合には、  
超えた分が申請により支給される制度があります。



## 2. 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	21,060円～23,520円		22,110円～24,570円
要介護2	22,530円～24,990円	栄養管理体制 360円	23,580円～26,040円
要介護3	24,120円～26,580円	療養食加算 690円	25,170円～27,630円
要介護4	25,740円～28,200円	1,050円	26,790円～29,250円
要介護5	27,330円～29,790円		28,380円～30,840円

※別途、食事代実費負担があります。（1月45,000円程度）

※別途、居住費実費負担があります。（1月45,000円～60,000円程度）

食事代・居住費は施設によって異なりますので、ご利用の際は事前に確認ください。

☆ 1ヶ月あたりの利用料は、30日で計算したものです。

## 3. 介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期治療が必要な人のための医療機関の病床です。医療、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

要介護度	基本利用料	その他の費用	合計
要介護1	20,130円～23,550円		21,180円～24,600円
要介護2	23,430円～26,850円	栄養管理体制 360円	24,480円～27,900円
要介護3	30,570円～33,990円	療養食加算 690円	31,620円～35,040円
要介護4	33,600円～37,020円	1,050円	34,650円～38,070円
要介護5	36,330円～39,750円		37,380円～40,800円

※別途、食事代実費負担があります。（1月45,000円程度）

※別途、居住費実費負担があります。（1月45,000円～60,000円程度）

食事代・居住費は施設によって異なりますので、ご利用の際は事前に確認ください。

☆ 1ヶ月あたりの利用料は、30日で計算したものです。

# 要支援1・要支援2の方が利用できるサービス

## 在宅サービス

新たに設けられた「要支援1・要支援2」の方には、要介護状態にならないように重点が置かれた「介護予防サービス」が提供されます。

高齢者の方々の、要支援状態からの悪化防止や現在の状態の維持改善に努め、少しでも長く住み慣れた地域で元気に過ごしていただけるように支援いたします。

### ・介護予防訪問介護（介護予防ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事・炊事・掃除・洗濯などの援助が受けられます。

介護予防訪問介護は、要介護状態にならないように支援するという視点から、自分でできることは、できる限り自分でしていただく、本人のできる部分を増やし、生活の質を上げるようにホームヘルパーがお手伝いするサービスです。

介護予防訪問介護の料金（利用者の負担金）は月単位の定額料金です。

（要支援1の方は週2回程度の利用が限度となっています）

（1ヶ月当たり）

対象者	週に1回程度の訪問	週に2回程度の訪問	週に3回程度の訪問
要支援1	1,419円	2,838円	—
要支援2	1,419円	2,838円	4,612円



飯舘村でサービスを受ける場合の料金（利用者負担額）

特別地域加算（15%）が含まれています

- ・飯舘村には「**いいたてヘルパーステーション**」があります。
- ・近隣市町村の事業所の利用もできます。

## ・介護予防通所介護（介護予防デイサービス）

デイサービスを利用し、できる限り自宅で自立した生活が送れるように、日常生活の支援や機能訓練を受けます。生活の質を高めていくサービスが介護予防デイサービスです。

サービス内容は大きく二つ

1. 日常生活の支援を中心とした「共通サービス」  
入浴、排泄、送迎など
2. 利用者の意向や状態に合わせて選ぶ「選択的サービス」
  - ①運動器機能向上・・・手足などの機能が低下している方対象
  - ②栄養改善・・・栄養状態が悪くなりがちな人対象
  - ③口腔機能向上・・・嚙んだり飲み込んだりという機能が悪くなりがちな方
 「共通サービス」と「選択的サービス」を必要に応じて組み合わせて利用します。

上記の①～③までの「選択サービス」とは別にアクティビティ（集団で行うレクリエーションや創作活動等の機能訓練）サービスを利用することができます。

いいたてデイサービスセンターの料金（利用者負担額）

対象者	基本サービス		選択サービス			
	基本料金	食事代	運動機能向上	栄養改善	口腔機能向上	アクティビティ加算
要支援1	2,226円 1ヶ月当たり	460円 1食当たり	225円 1ヶ月当たり	100円 1ヶ月当たり	100円 1ヶ月当たり	81円 1ヶ月当たり
要支援2	4,353円 1ヶ月当たり					

- ・飯舘村には「**いいたてデイサービスセンター**」があります。
- ・近隣市町村の事業所の利用もできます。



## ・介護予防短期入所生活介護（介護予防ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の施設に短期入所して、入居者と一緒に生活をしながら、食事、入浴、排泄など日常生活上の介護を受けられます。

### 飯舘村にある事業所、特別養護老人ホーム

いいたてホームでサービスを受ける場合の1日の料金（利用者負担額）

	対象者	利用料	栄養管理 体制加算	食費	滞在費	負担合計
東棟個室	要支援1	450円	12円	1,380円 (1食当り460円)	800円	2,642円
	要支援2	563円				2,755円
東棟 二人部屋	要支援1	500円			320円	2,212円
	要支援2	619円			2,331円	
西棟個室 (ユニット型)	要支援1	526円			1,200円	3,118円
	要支援2	657円			3,249円	

●リフト付バスなどによる送迎（村内片道送迎184円）もあります。

## ・訪問看護

訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、介護予防を目的として療養上の世話や診療の補助を行います。

	基本料金
20分未満	285円
30分未満	425円
30分以上1時間未満	830円
1時間以上1時間30分まで	1,198円

早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は25%加算

准看護師が行なった場合は上記金額の90%となります

別途、交通費がかかる場合があります。

飯舘村に訪問看護の事業所はありませんが、近隣市町村にはいくつかの事業所があり、利用することが出来ます。



## 介護予防福祉用具貸与・販売

要支援者（要支援 1・要支援 2）の者に対する福祉用具の貸与・購入については、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て利用が想定しにくい次の品目については、**一定の例外となる者を除き**保険給付の対象としないこととなりました。

その状態像から見て利用が想定しにくい品目

- ・ 特殊寝台（付属品を含む）
- ・ 車いす（付属品を含む）
- ・ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知器
- ・ 移動用リフト



## その他の在宅介護予防サービス

在宅介護予防サービス	サービスの説明
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や医療機関で日帰りでリハビリを受けられます。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を受けられます。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	共同生活することによって認知症の進行の軽減を図るサービス。
介護予防特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどに入所している高齢者、介護予防を目的に日常生活上の支援を受けられます。
特定介護予防福祉用具販売	介護予防に資する福祉用具を購入した場合、費用を上限額内で支給されます。 （1割自己負担あり）
介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用の支給が受けられます。（1割自己負担あり）

詳しくは飯舘村健康福祉課・飯舘村地域包括支援センター・居宅支援事業所にお問い合わせください。

# 介護サービス利用の手続きと流れ

利用者

申請

市町村の窓口または、地域包括支援センター

認定調査・医師の意見書

要介護認定（医師、看護職員、福祉関係者などによる審査）

非該当

要支援  
1・2

要介護  
1～5

地域包括支援センター

居宅支援事業所（介護支援センター）

介護予防ケアプラン

介護サービスの利用計画

市町村の実状に応じたサービス  
（介護保険外の事業）

介護予防事業  
地域支援事業

介護予防サービス  
・介護予防訪問介護  
・介護予防訪問看護  
・介護予防通所介護 など

施設サービス  
・特別養護老人ホーム  
・老人保健施設 など

在宅サービス  
・問介護 ・訪問看護  
・訪問入浴 ・通所介護  
・短期入所サービス など

## 《 編集後記 》

平成12年にスタートしました介護保険制度も、満6年を経過し、介護サービスの内容や費用負担の一部が改正され、平成18年4月より介護予防を中心とした、より充実した制度になりました。

それに伴い、「いいたてむらの介護のほん」も平成13年度初版が発行されてから改正版を含め、今回で4回目の発行となりました。

飯舘村の高齢化率は今後も増加の傾向にあります。誰もが、健康で、暮らせることが理想ですが、本人の意思とは関係なく介護が必要となってしまうこともあります。そんなとき、本人や家族だけで悩んでいないで、なるべく早い段階で気軽にご相談して頂き、介護を受ける側も介護をする側も、「心身ともに健康で自立した生活」が継続できるよう、家族や地域の力が十分に生かされるようにという思いを込めて、「いいたてむらの介護のほん」第4巻の発行としました。

この本は、介護保険制度、飯舘村にある介護サービス事業所等と、高齢者に関する飯舘村独自の保健福祉サービスを紹介し、「もっといきいきと暮らしたい」と感じた時や、「介護が必要だ」と感じたとき、どうすれば良いのだろうと思った時に、ご利用頂ければと思います。

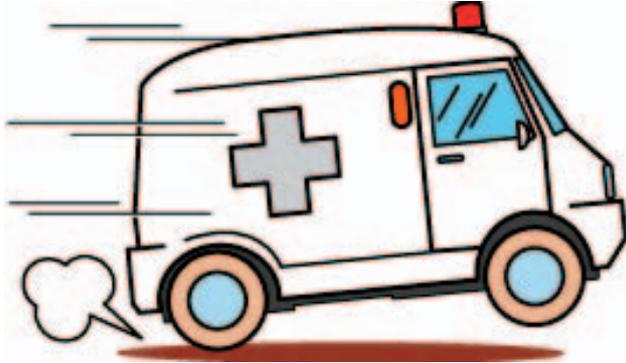
飯舘村健康福祉課

社会福祉法人いいたて福祉会

飯舘村地域包括支援センター

平成19年3月 発行

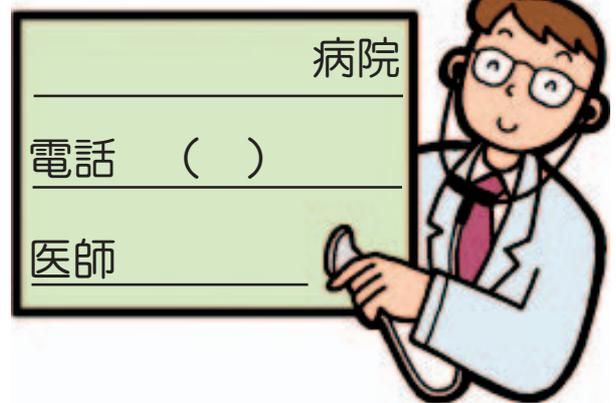
医療・介護の安心電話帳



緊急時の病気やケガ  
は、局番なしの  
電話 **119**



(かかりつけ医)



介護サービス事業所名等	電話番号